

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者住み替え家賃等助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	萩原	内線	2678	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-01	高齢者住み替え家賃等助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。						
対象者等	区内に2年以上居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者で構成されている世帯で民間賃貸住宅に居住し、昭和56年以前の旧住居基準から新住居基準に住み替える世帯又は住宅の取り壊し等により立ち退きを求められ転居する世帯に発生する家賃の差額等を助成する。（所得制限有）						
内容	○家賃助成（転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。） ○転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分 ・仲介手数料：家賃助成額の1月分） ○転居費用（4万円を限度） ○契約更新料（更新時、家賃助成額の1月分）						
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了 【新制度】 平成21年4月 事業開始 住み替え家賃等助成事業として開始 平成22年9月 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯主とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。						
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,609	5,305	6,734	5,454	4,110	4,881
①決算額（27年度は見込み）		3	520	1,787	3,342	3,891	4,785	5,172
②人件費等		814	872	847	826	832	773	
③減価償却費			291	311	328	338	325	
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		817	1,683	2,945	4,496	5,061	5,883	5,172
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		817	1,683	2,945	4,496	5,061	5,883	5,172
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	家賃補助者数	0	2	5	8	10	12	15
	転居費用等補助者数		1	3	5	5	3	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	家賃補助	3,616	負担金補助等	家賃補助	4,238	負担金補助等	家賃補助	4,652
	転居一時金	120		転居一時金	265		転居一時金	240
	転居費用	40		転居費用	118		転居費用	80
	契約更新費用	115		契約更新費用	165		契約更新費用	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	助成相談者数	21	8	9	20	38	
②	家賃補助者	8	10	12	15	17	
③	転居費用等補助者	5	5	3	2	2	

（問題点・課題）	区報及びチラシ等による周知方法の検討が必要である。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 千代田区、新宿区、文京区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、江戸川区、品川区、中央区、北区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民等へ周知を行っていく。	区民や不動産業者からの問い合わせに内容について説明及び周知を行った。	事業内容について不動産業者及び区民に理解が深まるよう区報等の周知方法を工夫する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、事業の周知を行う。

況議会（要質問状）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
-----------	---------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	萩原
				内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-13	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。						
対象者等	区内に1年以上居住している一人暮らしの65歳以上の高齢者、又は65歳以上の高齢者と60歳以上の同居者のみの世帯で、区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられない方。（その他、所得制限等あり）						
内容	○ 債務保証料助成 ・ 補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） ※初回保証料は月額家賃等の50%、更新時は10,000円 保証会社：日本セーフティ(株) ・ 補助率：10/10 ・ 補助限度額：50,000円						
経過	平成19年10月1日 事業開始						
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	550	500	250	150	168	100
①決算額（27年度は見込み）		20	0	68	0	68	41	150
②人件費等		407	872	847	826	832	773	
③減価償却費			291	311	328	338	325	
【事務分担当】 (%)		5	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		427	1,163	1,226	1,154	1,238	1,139	150
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		427	1,163	1,226	1,154	1,238	1,139	150
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	新規助成件数	0	0	2	0	0	2	2
	更新時助成件数	1	0	1	0	3	0	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	債務保証料（初回分）	0	負担金補助等	債務保証料（初回分）	41	負担金補助等	債務保証料（初回分）	100
	債務保証料（更新分）	68		債務保証料（更新分）	0		債務保証料（更新分）	50

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	助成者数	0	3	2	5	7	
②							
③							

（問題点・課題分析）	区報及びチラシ等による周知方法の検討が必要である。
他区の実況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 千代田区 文京区 台東区 中野区 中央区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民等への周知方法を検討する。	区民や不動産業者からの問い合わせに事業内容を詳細に説明した。	不動産業者及び区民に事業内容を周知していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、必要な方に事業の周知を図る。

況議会（要質問状）	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
-----------	-----------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	社会福祉協議会補助（長寿慶祝の会）		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	水野		内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 35年度		根拠	長寿慶祝の会実施計画書			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。						
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「敬老の日」に高齢者を招待、「長寿慶祝の会」を開催し、来場者に対し記念品を贈呈する。</li> <li>・荒川区社会福祉協議会が開催。区は事業を補助し、共催実施している。</li> <li>・これまでサンパール荒川を会場としていたが、来場者の増加及びサンパール荒川の改修工事を踏まえ、平成27年度は区内の各施設で実施する。</li> </ul> <p>平成27年度実施概要</p> <p>1 実施日時 平成27年9月21日（月） 2 会場 ①南千住地区：荒川総合スポーツセンター／石浜ふれあい館／南千住ふれあい館／南千住駅前ふれあい館／汐入ふれあい館 ②荒川地区：荒川老人福祉センター／峡田ふれあい館／荒川山吹ふれあい館 ③町屋地区：ムーブ町屋／町屋ふれあい館／荒木田ふれあい館 ④尾久地区：アクト21／首都大学東京 荒川キャンパス／尾久ふれあい館／西尾久ふれあい館 ⑤日暮里地区：日暮里サニーホール／東日暮里ふれあい館／タやけこやけふれあい館／西日暮里ふれあい館 3 長寿慶祝の会実施に併せて、当日、イベントを実施する。</p>						
経過	<p>昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</p> <p>平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。</p> <p>平成25年度 台風により中止。なお、急遽中止したため、記念品の用意があったので、これについては、荒川区高齢者クラブ連合会、社会福祉協議会、区共催で実施している高齢者芸能大会当日に会場において配布を行った。（10月22日）</p> <p>平成26年度 来場者が集中している地区について、地区割を一部変更した。</p>						
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	4,546	5,967	6,916	7,294	9,999	8,994
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数	19822	20676	21642	22202	22706	23405	23500
	来場者数	3715	3778	3751	4370	-	5375	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,150	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,604	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	11,561

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	来場者数	4370	0	5375	10000	10000	来場者数実績
②	参加率	19.7	0	23.4	42.6	42.6	来場者数÷対象者数×100
③	対象者数	22202	22706	22985	23500	23500	

（問題点・課題）	平成27年度からは地域における開催となるため、周知等を十分に行う必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き行うとともに、4回開催の地区別をもう一度見直す必要がある。	地区別の一部見直しを行い開催した。	地域における開催となるため、十分に周知を行い、関係機関と連携し、円滑な運用ができるよう努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	推進	関係機関と連携し、安全な会の運営を図る。

況議会（要質問状）	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
-----------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井		
			担当者名	荻原	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	理美容サービス事業費						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 51年度		根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	(平成20年4月1日改正)				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。							
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。							
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：調髪及び顔そり、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。 ○年間支給枚数 (1) 当該年度の4月、5月の認定者 6枚 (2) 当該年度の6月、7月の認定者 5枚 (3) 当該年度の8月、9月の認定者 4枚 (4) 当該年度の10月、11月の認定者 3枚 (5) 当該年度の12月、1月の認定者 2枚 (6) 当該年度の2月、3月の認定者 1枚 支給方法：登録者は、毎年4月上旬に社会福祉協議会より郵送する。年度途中の新規登録者は、高齢者福祉課から随時、郵送する。 経費内訳：一枚の委託料 3,050円 （出張料：1,030円、理美容代：1,950円、事務手数料：70円） ※利用者負担金 1,950円							
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当たり1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。 平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。							
必要性	在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。							

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,157	2,136	2,116	2,111	2,637	2,388
①決算額(27年度は見込み)		1,909	1,912	1,909	2,035	1,949	1,924	1,691
②人件費等		570	610	593	271	832	773	
③減価償却費			203	218	328	338	325	
【事務分担当】(%)		7	7	7	10	10	10	
合計(①+②+③)		2,479	2,725	2,720	2,634	3,119	3,022	1,691
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		2,479	2,725	2,720	2,634	3,119	3,022	1,691
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者	2011	2035	1995	1980	1938	1970	1977
	希望者	220	223	243	244	235	221	313
	支給枚数	1320	1338	1671	1932	1651	1663	1730
	利用枚数	319	533	519	578	523	484	530

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費	1,543	需用費	事業案内チラシ	91	委託料	事業費	1,635
	事務費	56	委託料	事業費	1,477		事務費	58
	管理費	350		事務費	58			
				管理費	300			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① サービス券支給枚数	1932	1651	1663	1730	1794	
	② サービス券利用枚数	578	523	484	530	603	
	③ 対象者数	1980	1938	1970	1977	1985	要介護4・5

（問題点・課題分析）	対象者数について、希望者数は減少している。対象者に周知をするため、発送時期にあわせて区報に掲載し、介護業者等へチラシを配布し、希望者の増加を図る。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、加入店が増やせるよう、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に依頼していく。	組合登録業者の増加は困難な様子だが、引き続き加入依頼を要請している。	組合登録業者が減少する中でより多くの加入店で事業を進められるよう荒川支部を通じて協力を依頼、利用者の利便を図る。
②	引き続き、対象者に周知していく。	区報掲載及びチラシの配布等により、利用者への周知を行った。	定期的に区報掲載等により、周知し、利用者増を目指す。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	利用者の利便性を高め、必要とする高齢者が事業を活用できるように推進する。

況議会 （要質問 状	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	武岡
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。						
対象者等	住民票に記載のある介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、③入院中で①②に準じる方						
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。</li> <li>・区と契約している業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。</li> </ul> <p>【紙おむつ代助成】 入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。</li> <li>・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。</li> </ul> <p>平成26年10月から住民税課税者については、紙おむつ購入券・紙おむつ代助成共に限度額を3,000円とする予定。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度から所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始</li> <li>・平成12年度から、購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。</li> <li>・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。</li> <li>・平成15年7月から継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。</li> <li>・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。</li> <li>・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。</li> <li>・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。</li> <li>・平成24年度より、非課税世帯の方についても一般会計から支払う。</li> <li>・平成26年度より、介護保険の第2号被保険者も対象として加わる。10月からは住民税課税者については、限度額を3,000円とする</li> </ul>						
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①購入券→3ヶ月ごとに郵送（前払い）組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。②現金支給→4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	90,218	98,233	102,769	111,402	112,633	101,134
①決算額（27年度は見込み）		88,284	94,524	101,598	102,055	103,119	97,848	95,234
②人件費等		1,712	1,954	2,453	5,783	2,604	3,434	
③減価償却費			2,034	2,799	2,294	3,042	3,251	
【事務分担量】（%）		70	70	90	70	90	100	
合計（①+②+③）		89,996	98,512	106,850	110,132	108,765	104,533	95,234
特定財源の推移	国 地域支援事業交付金	4,809	6,503	8,009	0	0		
	都 地域支援事業交付金	2,375	3,251	4,004	0	0		
	その他 地域支援事業繰入金等	2,375	3,251	4,004	0	0		
	一般財源	80,437	85,507	90,833	110,132	108,765	104,533	95,234
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	購入券延べ利用者数	13596	14599	15668	15460	15586	16164	
	おむつ代助成延べ件数	2736	2888	3150	3424	3228	3900	
	計利用者数	16332	17487	18818	18884	18814	20064	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	紙おむつ購入助成費	103,000	需用費		100	需用費		172
需用費	紙おむつ購入券（印刷）	119	扶助費		97,747	扶助費		95,062

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	購入券延べ利用者数	15460	15586	16164	16516		
②	おむつ代助成延べ件数	3424	3228	3900	4138		
③	利用者数	2286	2308	2522	2640		

問題点・課題 (指標分析)	・持込みの出来ない病院については、利用者に紙おむつ指定証明書の提出を求めているが、なるべく手続きを簡素化する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) ポイント制度をほとんどの区が採用している。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	紙おむつ指定の病院の全体把握をする。	紙おむつ指定施設・病院の把握に取り組んだ。	引き続き取り組んでいく。
②	紙おむつ指定証明書の省略ができるか否かの検討をする。	再入院等による同一箇所2度目の提出を略した。	引き続き取り組んでいく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすい事業の仕組みを検討し、在宅生活の支援を図る。

況議会 (要質問 状)	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
-------------------	--------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特別永住者等福祉給付金		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	保坂	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-19-01	特別永住者等福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 22年度		根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住居登録を行った日から引き続き2年を経過し、大正15年（1926年）4月1日以前出生の方で、他の要件にすべて該当する方。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給金額 月額 15,000円</li> <li>●支給方法 毎年4月、8月、12月に4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。</li> <li>●平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。</li> <li>●現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。</li> </ul>						
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。						
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			1,800	2,700	2,520	2,160	2,160
①決算額（27年度は見込み）			1,800	1,980	1,890	1,920	1,350	1,440
②人件費等			610	273	271	289	296	
③減価償却費			203	311	328	338	325	
【事務分担当】（%）			7	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		0	2,613	2,564	2,489	2,547	1,971	1,440
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		0	2,613	2,564	2,489	2,547	1,971	1,440
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数		10	12	11	10	7	8

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	福祉給付金	1,920	扶助費	福祉給付金	1,305	扶助費	福祉給付金	1,440

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	対象者数(人)	11	10	7	8	8	
②	給付額（金額 千円）	1890	1920	1305	1440	1440	
③							

問題点・課題 (指標分析)	・事業の存在を知らない方も多く、周知することが難しい。
	他区の実況 (実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区) 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区、北区（19年度）、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区、目黒区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き周知する。	区報などで周知した。	引き続き周知する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	事業の周知を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	保坂 内線 2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。						
対象者等	65歳以上の在宅者で、介護保険の要介護度が4及び5の寝たきり高齢者で寝具乾燥消毒が必要な方。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥消毒 11回/年</li> <li>・水洗い 1回/年</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1080円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で332円（税込）となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更</li> <li>・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更</li> <li>・平成12年度 自己負担金導入</li> <li>・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更</li> <li>・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止</li> </ul>						
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 アースサポート株式会社						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		312	321	321	254	193	236
①決算額（27年度は見込み）		251	147	155	251	88	174	256
②人件費等		734	872	409	406	434	444	
③減価償却費			291	467	492	507	488	
【事務分担当】（%）		30	10	15	15	15	15	
合計（①+②+③）		985	1,310	1,031	1,149	1,029	1,106	256
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		985	1,310	1,031	1,149	1,029	1,106	256
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数	9	5	9	9	6	5	7
	乾燥消毒延べ人数	61	34	41	61	49	51	62
	水洗い延べ人数	7	5	4	7	6	6	7

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	88	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	174	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	256

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	対象者数(年度末現員)	9	6	5	7	10	
②							
③							

(問題点・課題)	・利用者が伸びない。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区) 対象要件（介護4以上）が同じ区の登録人数。目黒区48人、北区25人、江戸川区140人。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	PRに努める。	PRに努めた。	事業者の訪問日を忘れ、当日利用者がいない状況もあるため、ケアマネ等利用者関係者への周知も図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	在宅生活の支援を図るため、事業の充実を図る。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ふれあい入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	保坂	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-06	ふれあい入浴事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱			
終期設定	●有 ○無 28年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託）</li> <li>・ 入浴券は、4月1日時点の対象者に10枚、10月1日時点では5枚を支給する。</li> <li>・ 4月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@465円）を発行し、郵送（簡易書留）封入をする。</li> </ul> なお、区境地区（南千住2・3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。</li> <li>・ 平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。</li> <li>・ 平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。</li> <li>・ 平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円→430円）</li> <li>・ 平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円→450円）</li> <li>・ 平成26年度 消費税増税等による料金改定（450円→460円）配布枚数20枚に変更。</li> <li>・ 平成27年度 配布枚数10枚に変更。</li> <li>・ 平成28年度 事業廃止。</li> </ul>						
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしている。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	16,799	16,200	16,200	15,730	14,122	8,249
①決算額（27年度は見込み）		14,590	13,609	12,946	11,504	10,711	6,954	3,364
②人件費等		570	610	409	542	723	739	
③減価償却費			203	467	655	845	813	
【事務分担量】（%）		7	7	15	20	25	25	
合計（①+②+③）		15,160	14,422	13,822	12,701	12,279	8,506	3,364
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		15,160	14,422	13,822	12,701	12,279	8,506	3,364
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	配付枚数	37470	32610	31140	28666	27180	16300	7730
	利用枚数	31850	25009	23578	20028	18667	11616	7730
	支給者数	1275	1105	1094	1047	927	825	773
	対象者数	1432	1403	1301	1479	1206	1121	1100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費	8,419	役務費	郵送料	266	役務費	郵送料	268
	事務費	185	委託料	事業費	6,688	委託料	事業費	3,096
	管理費	1,823						
役務費	郵送料	284						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	入浴券利用枚数	20028	18667	11616	7730	0	
②	支給者数	1047	927	781	773	0	
③	利用率（利用枚数÷配布枚数）	72	68	71	100	0	

（問題点・課題分析）	・「ふろわり200」事業が順調に利用者を伸ばしており、趣旨が近似している当該制度は平成28年度で事業廃止する。その経過措置として配布枚数を26年度20枚、27年度10枚で終了する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配布枚数を20枚にする。	事業廃止について、利用者への周知を行った。	配布枚数を10枚とし、27年度末をもって事業終了する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	休止・完了	27年度末をもって事業廃止

況議 （要 質 問 状）	・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	保坂	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-14	高齢者入浴事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。						
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者						
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内29公衆浴場（平成27年4月現在） 3 本人負担：200円（区負担260円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。						
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 26年度 26年7月から入浴料450円→460円						
必要性	高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。 2 事業者は年6回（6・8・10・12・2・4月）浴場組合に実績報告し請求する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		41,498	49,396	49,339	53,453	53,898	53,899
①決算額（27年度は見込み）		39,434	43,003	44,534	45,697	48,570	51,329	56,032
②人件費等		1,629	558	2,371	948	1,157	1,183	
③減価償却費			581	871	1,147	1,352	1,300	
【事務分担当】（%）		20	20	28	35	40	40	
合計（①+②+③）		41,063	44,142	47,776	47,792	51,079	53,812	56,032
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		41,063	44,142	47,776	47,792	51,079	53,812	56,032
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数（各年1月1日現在）	29999	30444	31094	31993	33457	34294	34927
	申請者数	5410	5673	6231	6601	7078	7389	7700
	利用者延べ回数	154312	169222	175219	179951	191274	196243	204000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	委託料	47,893	需用費	入浴カード、封筒等	330	需用費	入浴カード、封筒等	417
役務費	郵送代	356	役務費	郵送代	385	役務費	郵送代	442
需用費	入浴カード、封筒等	321	委託料	委託料	50,613	委託料	委託料	55,173

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	申請者数	6601	7078	7389	7700	8000	各年1月1日現在
②	利用回数(延べ回数)	179951	191274	196243	204000	212356	27. 28年度は見込
③							

(問題点・課題分析)	・申請者は微増している。利用率が平均化しているため利用率のアップを図る。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 文京区「シニア入浴デー」(65歳以上、年52枚、自己負担100円)、台東区「高齢者入浴券」(65歳以上年間20枚、自己負担50円)、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」(70歳以上、年間24枚、自己負担100円)など。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣区への入浴利用ができるよう引き続き検討する。	区により利用料金及び対象者等の相違があり、即座に他区への入浴利用を可能にすることは難しい状況である。	まずはPRにより区内浴場利用率のアップを図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	高齢者の閉じこもり防止のために利用率の向上を図る。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	松本
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-07	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	日常生活を営む上で、急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えている、ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている者。（日中独居含む）						
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、使用している機種に応じ、機器の押しボタン又はペンダントを押す。ボタンを押すと委託会社に通報され、利用者から救急車両の要請があった場合には、それに応じ消防庁等に連絡する。同時に委託会社の警備員が駆けつける。 ※住民税課税状況、身体状況により自己負担有。 平成26年度まで併用していた従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、利用者が電話に出られないなどの緊急事態が予想される場合には救急車が出動し、消防庁から連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。						
経過	○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入。 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 ○平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入。それに伴い、従来型の新規設置を止めた。 ○平成23年度10月 対象要件を拡大し、疾病のない方も利用可能とした。 ○平成26年12月に従来型が機器の方式変更で使用できなくなったので、民間方式へ移行を行った。						
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置を決定する。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	18,846	20,727	24,062	25,581	31,672	31,740
①決算額（27年度は見込み）	18,127	17,839	19,886	21,814	22,605	24,721	28,374	
②人件費等	3,665	3,924	4,658	4,544	3,327	3,322		
③減価償却費		1,307	1,711	1,802	1,352	1,398		
【事務分担当量】（%）	140	45	55	55	40	43		
合計（①+②+③）	21,792	23,070	26,255	28,160	27,284	29,441	28,374	
特定財源	高齡社会対策包括補助	5,114	5,159	10,435	14,795	21,490	19,929	20,676
一般財源		16,678	17,911	15,820	13,365	5,794	9,512	7,698
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	直通設置台数（新規・更新）	83	0	0	0	0	0	0
	民間緊通（新規）		162	147	389	231	261	270
	設置台数 民間・直通計	670	727	785	838	920	956	1023
	緊急通報協力員数	897	745	583	351	134	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム稼働料等	21,926	役務費		23	委託料		28,374
需用費	協力員謝礼等	637	委託料		24,698			
役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	36						
使用料等	協力員連絡会会場使用料	6						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	設置台数 民間・直通 合計	838	920	956	1023	1250	
②	民間方式機動員出動件数	124	141	190			
③	直通型発報件数	43	19	6			

（問題点・課題分析）	利用者を増やすべく周知を徹底する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域の関係機関との連携をはかり、対象者の把握に努める。	対象者の把握に努め、徐々にではあるが、利用者の増加が図れた。	引き続き実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	長谷川
				内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-17	高齢者配食見守りサービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 5年度		根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。						
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者①65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者②自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者③身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者						
内容	①本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 ②月～日曜日（週7日）の昼食を配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査して決めていたが、25年度からは配食日数の制限を無くす。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。） ③業者が利用者宅まで昼食用の弁当を届け、手渡しすることで日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 ④安否確認時に異常があれば、業者を通じて連絡を受けた区が、緊急連絡先等への電話連絡の対応をする。						
経過	・平成12年度 新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 ・平成13年度 配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 ・平成18年度 1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者に支払う仕組みに変更した。 ・平成25年度 配食日数上限の緩和をするとともに一件当たりの委託料を250円に変更した。 ・平成26年度 消費税の増税に伴い、一件当たりの委託料を257円に変更した。						
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけでなく、低栄養の状態を防止して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、高齢者みまもりステーションと民間事業者とで連携して行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		8,833	6,632	8,090	9,990	11,650	11,935
①決算額（27年度は見込み）		7,319	6,598	7,894	9,648	9,729	11,875	13,161
②人件費等		4,072	4,360	4,235	4,131	4,159	3,863	
③減価償却費			1,453	1,555	1,639	1,690	1,626	
【事務分担量】（%）		50	50	50	50	50	50	
合計（①+②+③）		11,391	12,411	13,684	15,418	15,578	17,364	13,161
特定財源の推移	国	2,927	2,639	2,708	0	0		
	都	1,463	1,319	1,354	4,820	5,825	5,968	6,581
	その他	2,929	1,319	2,709	0	0		
一般財源		4,072	7,134	6,913	10,598	9,753	11,396	6,580
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ配食数	20691	18623	22271	27286	38560	45858	60000
	登録者人数	485	488	445	511	528	619	694
	実利用者数	223	201	240	272	281	333	-
	配食事業者数	6	8	10	9	8	7	8

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	配食見守り委託料	9,640	需用費		90	需用費		119
需用費	印刷製本費（チラシ）	89	委託料		11,786	委託料		13,042

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	利用状況（延べ配食数）	27286	38560	45858	60000	75000	26年度は見込み
②							
③							

（問題点・課題分析）	利用者数及び配食数が増加している。事業者ごとの許容見守り配食数を確認し、場合により、委託事業者数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態をとっておらず「あだち配食サービス協力店」（17店舗H27.6.1現在）に直接配食を申し込むこととなっている。昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・板橋区・葛飾区8区である。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	迅速な対応がとれるように業者と地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションとの連携をさらに強化する。	事業者と高齢者みまもりステーションに対して常に最新状態で情報共有を図り、連携を強化した。	引き続き実施する。
②	栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。	栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法を周知した。	引き続き実施する。
③	荒川区社会福祉協議会では「宅配夕食サービス」を実施しているため、連携について検討する。	荒川区社会福祉協議会で実施している「宅配夕食サービス」の案内にとどまっている。	引き続き実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	交通安全杖支給事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	村山	内線	2667	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-08	交通安全杖支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 54年度		根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給し、日常生活の便に供する。						
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。						
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請を窓口で受付、必要性和支給要件を確認の上支給決定し、その場で杖を支給する。</li> <li>本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断）</li> <li>*ケアマネ、民生委員を通じて申請し後日杖を渡していたが、平成24年度から窓口の申請で支給できるようにした。</li> </ul> <p>[杖の種類及び価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>T字杖（重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り）</li> <li>Sサイズ（790<sup>mm</sup>×19φ） Lサイズ（850<sup>mm</sup>×19φ） Tサイズ（900<sup>mm</sup>×19φ）</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。</li> <li>平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。</li> <li>平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。</li> <li>平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。</li> <li>平成16年度より区の直営となる。（社会福祉協議会に委託）</li> </ul>						
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		158	210	394	315	281	297
①決算額（27年度は見込み）		158	210	394	315	281	297	334
②人件費等		489	558	545	1,097	579	591	
③減価償却費			581	622	655	676	650	
【事務分担量】（%）		20	20	20	20	20	20	
合計（①+②+③）		647	1,349	1,561	2,067	1,536	1,538	334
特定財源の推移	国							
	都	高齢社会対策包括補助	79	105	196	157	140	148
	その他							
一般財源		568	1,244	1,365	1,910	1,396	1,390	334
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	支給者数	154	131	119	106	94	127	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	交通安全杖	281	需用費	交通安全杖	297	需用費	交通安全杖	334

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	交通安全杖支給数	106	94	127	120	130	
②							
③							

（問題点・課題分析）	○杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、適正なサイズが支給ができるよう管理する
他区の実況	（実施 7 区 未実施 14 区 不明 1 区） 中央、新宿、文京、台東、墨田、練馬、足立 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与等を実施している区19区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者に適した使いやすいサイズを支給できるよう、細かな対応をしていく。	利用者に適した使いやすいサイズを支給できるよう、細かな対応をした。	引き続き実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援する。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者マッサージ事業（在宅介護者マッサージ事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	武岡
		01-02-16	高齢者マッサージ事業費			内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。						
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。						
内容	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対して、無料マッサージ券（1人年2回）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。</li> <li>・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。</li> <li>・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。</li> <li>・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。</li> </ul>						
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図る。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		4,112	4,112	1,828	1,982	1,797	1,506
①決算額（27年度は見込み）		1,581	1,770	1,397	1,278	1,009	958	1,344
②人件費等		1,629	279	273	271	289	296	
③減価償却費			291	311	328	338	325	
【事務分担当】（%）		20	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		3,210	2,340	1,981	1,877	1,636	1,579	1,344
特定財源の推移	国 地域支援事業交付金	632	707	558	0	0		
	都 地域支援事業交付金	316	353	280	0	0		
	その他 地域支援事業繰入金等	633	636	559	0	0		
	一般財源	1,629	644	584	1,877	1,636	1,579	1,344
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ利用者数	298	320	265	243	189	173	250
	対象者数	1526	1430	1081	812	765	819	1027

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	マッサージ委託	945	需用費		14	需用費		15
役務費	郵便料	48	役務費		55	役務費		126
需用費	マッサージ券用紙	16	委託料		889	委託料		1,203

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	延べ利用者	243	189	173			
②							
③							

(問題点・課題分析)	事業委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が9店舗であり、利用率が上がらない。利用者が選べる店が増えるなど、利用しやすくする必要がある。
他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区) 台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券か鮎券が選択できる。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者が選べる店舗が増え、より近隣の店舗を選択できるよう、引き続き要望していく。	マッサージ師会に店舗を増やすように依頼。	「荒川区マッサージ師会」に店舗を増やすように依頼し、選択できるように引き続き要望していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	利用店舗拡充を図るため、事業者と調整を図る。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-19	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
		担当者名	井上	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-21-01	高齢者みまもりステーション運営事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市			
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援			
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムや、配食サービスなどを区民に周知し、利用してもらうことで在宅高齢者の安全、安心を確保する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯にある者</li> <li>・ 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者</li> <li>・ その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者</li> </ul>				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合相談、実態把握及び安否確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成）</li> <li>(2) 戸別訪問や電話連絡による安否確認</li> <li>(3) 介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介</li> </ol> </li> <li>2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネットワークの構築及び強化</li> <li>(2) 戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言</li> <li>(3) 見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨</li> </ol> </li> <li>3 民間緊急通報システムや配食サービス事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握</li> <li>4 その他必要と認められる業務</li> </ol>				
経過	<p>平成23年 7月 南千住・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）の5地区に開設した。</p> <p>平成25年10月 新たに尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設し、現在7地区となる。</p> <p>平成27年 8月 新たに南千住地区に2つ目のステーションを増設する予定である。</p>				
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、在宅高齢者の安全・安心を確保する地域包括支援センターの相談支援業務を支援・補完するとともに、地域高齢者のネットワーク構築、生活実態把握及び安否確認等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高いといえる。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>原則相談員1名（原則として、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）及び事務職員1名（相談員の業務を補佐する者）の計2名により運営し、各地域包括支援センターに併設する。</p>				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額				52,460	46,699	53,419
①決算額（27年度は見込み）				41,971	39,046	46,298	57,259	65,549
②人件費等				2,541	1,652	2,079	4,635	
③減価償却費				933	655	845	1,951	
【事務分担量】（%）				30	20	25	60	
合計（①+②+③）		0	0	45,445	41,353	49,222	63,845	65,549
特定財源	国			15,651	0	0	0	0
	都			10,738	19,522	23,146	30,364	33,380
	その他							
一般財源		0	0	19,056	21,831	26,076	33,481	32,169
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	高齢者みまもりステーション設置数	—	—	5	5	7	7	8

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託料	46,020	委託料	業務委託料	57,259	委託料	業務委託料	65,549
	緊急通報（疾病なし）設置経費	278		緊急通報（疾病なし）設置経費	390			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	相談件数	5410	7741	9,385	10,000	11,000	
②	相談員による見守り戸別訪問数	3949	5106	6,593	7,000	7,500	実態把握を含む
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーションが地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、より多くの区民に認知してもらい必要がある。</li> <li>・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者のみまもり」のネットワークを整備していく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区） 墨田、豊島、港、品川、足立、中野、板橋区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会・民生委員及び高年者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、見守る側に向けた具体的な見守り方法の周知を図る。	みまもり講座を積極的に実施することができ、当事業の周知することが出来た。	災害時のみ見守る方も登録することで、見守り対象者をより一層広範囲なものとするため、登録を促していく。
②	対象者及び親族等、見守られる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。	みまもりステーションの認知度上昇により、相談件数・みまもりネットワーク新規者・みまもりサービス新規者を増やすことが出来た。	引き続きステーションの認知度を向上させ。相談しやすい環境の構築を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるように各関係機関との連携を図る。

況議会 （要質問 状	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-20	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業 (ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名 谷井
		担当者名	井上	内線 2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(27年度)	01-02-12	高齢者みまもりネットワーク事業費		
事務事業の種類	○新規事業 (○27年度 ○26年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援	
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者を見守る活動（以下「見守り等」という。）のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備することにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。			
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯にある者</li> <li>・介護保険における要介護3以上の認定を受けている者</li> <li>・その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者</li> </ul>			
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施</li> <li>(2) 広報及び普及啓発の実施</li> <li>(3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供</li> <li>(4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施</li> <li>(5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施</li> <li>(6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握</li> <li>(7) みまもりネットワーク連絡会等の関係者会議の開催</li> <li>(8) 熱中症対策の実施</li> <li>(9) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討</li> <li>(10) その他、必要と認められること</li> </ol>			
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度以降は、区内の全地域に拡大して実施 平成23年度 目的の類似する既存事業を統合・整理を行い、本事業を開始			
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して行う平常時の声掛け、安否確認及び災害時の避難援助、救援活動の効率化を図るとともに、区と関係機関との情報の交換・共有ができる場を設けることは、今後の見守り活動のさらなる充実を図れることから、その必要性は高い。			
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 区が、見守りを希望する高齢者を「みまもり名簿」に登録し、各関係機関で共有し、当該名簿登録者を声掛け・見守り、緊急時における迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等を行う。			

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		特定財源			1,236	1,589	1,506	1,724
一般財源		4,734	4,674	17,961	20,096	14,283	11,745	6,766
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	登録者人数	3914	3768	4432	4585	4724	4961	
	ひと声運動対象者のべ人数	4023	3856	7491	7845	8302	8672	
	関係機関数	6	7	7	8	8	8	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨時職員賃金	142	賃金	臨時職員賃金	144	賃金	臨時職員賃金	144
報償費	講師謝礼	39	需用費	消耗品等	879	需用費	消耗品等	1,104
需用費	消耗品等	733	役務費	郵送料・手数料	159	役務費	郵送料・手数料	223
役務費	郵送料・手数料	135	委託料	熱中症予防委託	2,100	委託料		2,100
委託料	熱中症予防委託	1,500				負担金補助及び交付金	電磁調理器購入費補助	2,000
使用料賃借料	会場使用料	14						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	登録者人数	4585	4724	4961	5200	5400	年度末時点の人数
②	民生委員1人当たりの対象者人数の平均	22.925	23.62	24.805	26.00	27.00	見守り活動民生委員数200名
③	みまもりツールの利用率	2.09	2.12	2.477	2.6	2.7	見守りサービスの平均利用数

（問題点・課題分析）	<p>○自主的かつ積極的な見守り活動を確保するために必要な意識啓発、地域の連携づくりを行い、一層の関係機関の増加を図る必要がある。</p> <p>○登録者の増加傾向に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減を検討する必要がある。</p> <p>○災害時における安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めておく必要がある。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の実体把握のため、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。	事業の周知を積極的に行い、新規登録者及びみまもりサービスの利用増加につながった。	引き続き事業の周知を行い、新規利用者及び各高齢者の状況に応じたみまもりサービスの普及を図る
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	新規登録者を増やすため、引き続き事業の周知を行っていく。

況議会 （要質問 状	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
------------------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配布事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	村山
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-12	高齢者みまもりネットワーク事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 22年度		根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	救急隊が救急処置や救急搬送を速やかに行えるようにするため、必要な医療情報を記載したシート等を保管する「救急医療情報キット」（以下「キット」という。）を配付して見守りを必要とするひとり暮らし高齢者の方の不安の軽減を図る。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業における、みまもり名簿に登録されている者						
内容	<p>【概要】</p> <p>キットとは、「かかりつけ医」等の医療情報を記載したシート、「健康保険証」等の写しを入れ自宅に保管、高齢者の情報を伝えるための専用の容器である。救急時に、駆けつけた救急隊が、キットに保管されている医療情報等から、救急活動に必要な情報を迅速かつ適切に把握できるため、速やかな救急処置や救急搬送、搬送先の医療機関との円滑な連携が期待できる。</p> <p>【保管場所を冷蔵庫内とする理由】</p> <p>冷蔵庫がほとんどの家庭の台所にあり、救急隊員が容易にキットを探し出せる。また、玄関扉の内側と冷蔵庫正面に保管を示すステッカーを貼付することで、救急隊員に知らせることができる。</p> <p>【キット容器内に保管するもの】</p> <p>①救急情報シート（氏名、住所、性別、生年月日、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先等を記載する用紙） ②本人写真 ③健康保険証、診察券、薬剤情報提供書またはお薬手帳の各写し</p>						
経過	平成23年3月～事業実施						
必要性	救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えたとともに、搬送医療機関での円滑な連携がとれる。これまでに多くの自治体で配付され、荒川区においても、このキットが有効に活用されたという事例もあることから、その必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 荒川区高齢者みまもりネットワーク事業における見守り名簿に登録された者のうち、キットの利用を希望する者には無償で支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額			2,232	575	1,271	581	412	294
①決算額（27年度は見込み）			1,587	196	290	257	167	294	
②人件費等			1,744	2,117	542	579	591		
③減価償却費			581	778	655	676	650		
【事務分担量】（%）			20	25	20	20	20		
合計（①+②+③）		0	3,912	3,091	1,487	1,512	1,408	294	
特定財源	国								
	都	高齢社会対策包括補助		1,116	287	145	290	83	147
	その他								
一般財源		0	2,796	2,804	1,342	1,222	1,325	147	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	救急医療情報キットの配付数	—	2316	2072	909	847	727		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入費	179	需用費	消耗品購入費	100	需用費	消耗品購入費	214
	印刷製本費	78		印刷製本費	67		印刷製本費	80

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	キット配付実績	909	847	727	1,000	700	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要があり、定期的な点検が必要である。</li> <li>・キット利用者自身で救急情報シートの点検や、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しを準備したり、管理保管することが難しい場合はケアマネやステーションのフォローが必要となる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 13 区 未実施 5 区 不明 4 区） 千代田、中央、港、台東、墨田、江東、品川、目黒、杉並、北、練馬、足立、葛飾 緊急連絡カード、見守りキーホルダー、SOSシート等の配布 5区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付対象者を拡大をはかる。すでに持っている人は、いざというときに効果的に活用できるような内容の更新を促す。	配付対象者を拡大をはかる。すでに持っている人は、いざというときに効果的に活用できるような内容の更新を促した。	引き続き実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	対象者の拡大を検討する。

況議 （要質問 会質問 状	
------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-22	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	敬老週間事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	長谷川	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	敬老週間事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 46年度		根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	①百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に敬老祝品を贈呈することにより、区内在住の高齢者に対して表敬するとともに、長寿と健康を祝う。②地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（高齢者のためのレクリエーション事業）に補助金を交付して、高齢者の慰安と激励を図る。						
対象者等	① 区内在住高齢者のうち、次の要件を満たす者。長寿者：大正3年1月1日以前生まれ。新百歳：大正3年1月2日～大正4年1月1日生まれ。白寿：大正5年生まれ。米寿：昭和2年生まれ。喜寿：昭和13年生まれ。②(財)城北労働・福祉センター（高齢者のためのレクリエーション事業）						
内容	①敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会発行の荒川区区内共通お買い物券を贈呈。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の者には、8月下旬から民生委員が対象者宅を訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の者には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した者には担当職員が訪問の上、祝品のみを贈呈する。 ②山谷地域敬老会への補助。(財)城北労働・福祉センター(山谷地域敬老会)の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。						
経過	敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。長寿者には、表敬訪問を希望した者について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更。 山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 補助額の変更：平成13年度 240,000円、平成24年度 120,000円、平成25年度30,000円						
必要性	区民のご長寿をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区区内共通お買い物券の利用率は9割以上である）						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ① 老祝品の贈呈 対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上、敬老祝品を贈呈する。敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		20,409	20,433	18,937	18,651	20,156
①決算額（27年度は見込み）		19,290	20,066	18,285	17,643	17,609	17,595	20,696
②人件費等		1,222	1,308	1,694	2,065	1,663	2,472	
③減価償却費			436	622	819	676	1,040	
【事務分担量】（%）		15	15	20	25	20	32	
合計（①+②+③）		20,512	21,810	20,601	20,527	19,948	21,107	20,696
特定財源								
一般財源		20,512	21,810	20,601	20,527	19,948	21,107	20,696
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	喜寿（10月末現在）	1907	1886	2181	2128	1959	1789	1918
	米寿（10月末現在）	630	701	697	787	772	794	911
	白寿（10月末現在）	52	57	68	70	66	59	80
	長寿・新百歳（10月末現在）	37	50	72	68	86	103	110

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	敬老祝品	14,917	需用費		14,741	需用費		17,053
	その他消耗品	143	役務費		8	役務費		12
	祝辞印刷	63	委託料		66	委託料		71
負担金補助等	山谷敬老会への補助金	30	負担金補助等		2,780	負担金補助等		3,560
	祝金（新百歳・長寿者）	2,380						
委託料	祝品包装作業委託	69						
役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	7						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	敬老祝品贈呈数	3053	2883	2745	3019	3200	
②	対象者人数	3156	3003	2854	3019	3200	
③	安否確認率	100	100	100	100	100	

（問題点・課題分析）	・今後高齢者人口の増加は明らかであり、敬老祝品を贈呈する対象者についても増加の一途であると考えられる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き検討する。	他区状況等参考にしながら、引き続き検討する。	他区状況等参考にしながら、引き続き検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の実態を把握する。

議会議事（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-23	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	養護老人ホーム措置		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	養護老人ホーム					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 41年度		根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。						
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近県の施設に入所措置している。 [措置要件] ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者						
経過	昭和41年から、老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。（60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月から、法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）						
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		187,222	183,744	179,931	186,087	186,653	181,033
①決算額（27年度は見込み）		186,096	175,327	176,934	172,023	169,664	173,035	185,575
②人件費等		2,118	994	968	1,781	2,774	5,818	
③減価償却費			726	778	1,129	1,656	3,251	
【事務分担当】 (%)		40	25	25	35	49	100	
合計（①+②+③）		188,214	177,047	178,680	174,933	174,094	182,104	185,575
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 老人福祉施設費	19,048	18,215	22,998	25,746	28,491	28,678	29,562
一般財源		169,166	158,832	155,682	149,187	145,603	153,426	156,013
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	措置件数（継続数措置件数）	87	82	82	78	80	80	
	措置施設数	23	20	21	23	23	22	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	支払代行事務	528	需用費		97	委託料		595
扶助費	措置費	167,300	委託料		540	扶助費		184,980
償還金利息等	過誤徴収金返還	1,836	扶助費		172,397			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 措置件数	78	80	80	80	80	
	② 措置実施施設数	23	23	22	22	22	
	③ 養護老人ホーム入所者数	17	19	14	14	14	

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特養ホームの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加している。今後、既に入所している者及び新規入所者に対する親族の協力関係構築の取組みを強化する必要がある。</li> <li>・近年、高齢者虐待からの保護としての事例も増えており、経済上や環境上の理由で入所している者が、集団生活や生活規律の仕組に適應できないケースも増加している。</li> <li>・自己負担金の滞納が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被措置者との対面指導を重ね施設生活の定着を図るとともに、親族の把握と協力関係構築の取組を強化する。	施設から相談のあった処遇困難事例等について対面指導を重ね施設生活の定着を推進した。	引き続き被措置者との対面指導を重ね施設生活の定着を図るとともに、親族の把握と協力関係構築の取組を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

況議会 （要質問状）	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-24	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	担当部署名	福祉部高齢者福祉課	課長名
		担当者名	北川	内線
				2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	特別養護老人ホーム		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	やむを得ない事由による措置に関する要綱
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援	
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。			
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者			
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合			
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数が15件となる。 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定			
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。			
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )			

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,370	3,122	3,173	2,131	2,422	3,133
①決算額（27年度は見込み）		865	947	496	2,062	2,421	1,697	2,517
②人件費等		4,072	4,360	4,235	4,131	3,200	6,114	
③減価償却費			1,453	1,555	1,614	1,521	3,576	
【事務分担当】（%）		50	50	50	50	45	110	
合計（①+②+③）		4,937	6,760	6,286	7,807	7,142	11,387	2,517
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 老人福祉施設費	862	320	496	2,027	2,731	1,246	2,517
一般財源		4,075	6,440	5,790	5,780	4,411	10,141	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	措置件数（継続含む）	6	6	5	14	8	6	
	措置施設数（継続含む）	4	3	3	3	8	6	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	2,421	扶助費		1,697	扶助費		2,517

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	措置件数（継続含む）	14	8	6	6	6	
②	措置施設数（継続含む）	3	8	6	6	6	
③							

（問題点・課題分析）	・必要な時に迅速に措置受託施設を確保できるよう、新たな施設の開拓のため施設の開設情報を把握する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	措置先と定期的に連絡や面会等を行い、既に受け入れている施設との信頼関係を強化することで、措置先の安定的確保を図る。	各施設毎に職員が訪問等を行い、処遇について連携を図り施設との信頼関係の強化を図った。	引き続き措置先との関係構築に努めることとする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

況議 （要 質 問 状 ）	
------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-25	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	北川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	介護サービス事業費	内線	2671			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	老人福祉法第10条の4			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 □都基準内 □区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。						
対象者等	＜高齢者緊急一時保護＞事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 ＜やむを得ない措置＞虐待又は介護放棄を受けている場合、認知症等で意思能力が乏しく本人を代理する家族等がない場合						
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] ①措置の一環として要介護認定と同様の手続を実施。 ②ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）グループホーム入所 ③やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。						
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 平成16年度以降は、毎年、実績あり。						
必要性	（高齢者緊急一時保護）認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置）老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	1,303	1,531	1,661	1,544	1,606	1,510
①決算額（27年度は見込み）	477	1,301	1,101	1,147	632	420	1,395	
②人件費等	3,665	4,360	4,235	2,478	2,929	4,931		
③減価償却費		1,453	1,555	968	1,521	2,276		
【事務分担当】（%）	45	50	50	30	45	70		
合計（①+②+③）	4,142	7,114	6,891	4,593	5,082	7,627	1,395	
特定財源	国							
	都							
	その他 老人福祉施設費、雑入（緊急一時保護）	115	822	890	130	114	191	642
一般財源	4,027	6,292	6,001	4,463	4,968	7,436	753	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	緊急一時保護件数	5	5	4	3	4	3	
	緊急一時保護（延日数）	39	85	40	63	50	28	
	やむを得ない措置件数	4	12	11	8	3	2	
	やむを得ない措置（延べ日数）	25	300	258	144	51	36	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	高齢者緊急一時保護	518	委託料		321	委託料		1,003
扶助費	やむを得ない措置	114	扶助費		98	扶助費		392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	緊急一時保護件数	3	4	3	3	4	
②	やむを得ない措置件数	8	3	2	2	3	
③							

（問題点・課題分析）	特養受け入れ時、認知症等により本人が物損した場合、施設に必要な保障ができるよう体制整備する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係事業を強化し、必要な医療が提供できる仕組みを検討する。	荒川区緊急医療保護事業を機能強化して、医療が提供できる仕組みを構築した。	入所した者が、認知症等の問題行動により施設を物損した場合の補償体制の整備を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	推進	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-26	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者生活管理指導事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	生活管理指導事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯						
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。						
経過	平成18年、区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。 平成27年から、委託方式を改め、これまで、地域を分けて2事業者を指名し契約していたが、一定の規模のヘルパー数を数する事業者を公募し、4事業者と契約した。						
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の要請は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りで4事業者に委託（生活管理指導業務委託）。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		844	759	631	460	441	453
①決算額（27年度は見込み）		495	351	273	358	323	90	387
②人件費等		3,665	3,488	3,388	3,717	2,784	4,931	
③減価償却費			1,162	1,244	1,452	1,352	2,276	
【事務分担量】（%）		45	40	40	45	40	70	
合計（①+②+③）		4,160	5,001	4,905	5,527	4,459	7,297	387
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 雑入（生活管理指導）	45	25	31	29	24	8	25
一般財源		4,115	4,976	4,874	5,498	4,435	7,289	362
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施件数	17	16	13	14	5	6	
	環境改善・関係構築（派遣時間）	69	106.5	80.5	61.5	85	2	
	緊急一時身体介護等（派遣時間）	8	4	0	40	3.5	29	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	緊急一時の身体介護	10	委託料		90	委託料		387
	生活環境整備・対人関係構築	313						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	実施件数	14	5	6	6	6	
②							
③							

（問題点・課題分析）	・公募した受託事業者が本事業の趣旨を理解し円滑に事業をできるよう、処遇現場での指導体制を強化する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	契約締結の手続きにおいては、公募やプロポーサル等、透明性の高い仕組みで選定する。	一定のヘルパー登録数の事業者を公募し、2事業者から4事業者と契約を締結した。	契約事業者数が増えたため、事業が円滑となるよう連携を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者の在宅生活の維持を図るため実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-27	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急事務管理事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-01	緊急事務管理事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。						
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等						
内容	<p>[事務管理の開始] 次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施する。</p> <p>(1)財産の保管、(2)日常的な金銭管理、(3)親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、(4)ケアマネージャー等への連絡調整、(5)入院、入所、通院等の対応、(6)その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止] 次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき、(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき、(3)成年後見人が付されたとき、(4)地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき、(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>						
経過	<p>認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。</p> <p>これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。</p>						
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託する（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）。委託料 2,650千円</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,726
①決算額（27年度は見込み）		2,566	2,582	2,650	2,650	2,650	2,662	2,726
②人件費等		1,629	872	847	2,891	2,369	5,226	
③減価償却費			291	311	1,129	1,183	2,601	
【事務分担量】（%）		20	10	10	35	35	80	
合計（①+②+③）		4,195	3,745	3,808	6,670	6,202	10,489	2,726
特定財源の推移	国							
	都	地域福祉推進包括補助	1,325	0	0	0	0	
	その他							
一般財源		2,870	3,745	3,808	6,670	6,202	10,489	2,726
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開始件数（継続含む）	11	11	6	14	30	19	
	廃止件数	7	9	2	9	22	16	
	管理件数	4	2	4	5	8	3	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	財産管理業務委託	2,650	委託料		2,662	委託料		2,726

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 開始件数	14	30	19	27	27	前年度からの継続件数+26年度新規開始件数
	② 廃止件数	9	22	16	22	22	26年度廃止件数
	③ 管理件数	5	8	3	5	5	26年度末現在の管理実施件数

（問題点・課題分析）	本人だけでなく、親族自身が協力の意志があっても、高齢病弱並びに遠方に居住し本人の世話に対し協力が難しく、このようなケースは成年後見制度の活用が進んでいない現状がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係制度の活用と併せ荒川区社会福祉協議会と連携し、権利擁護における支援困難化を防ぐための予防的連携を強化する。	区及び包括センターが社協の権利擁護事業を活用する場合の確認事項を書面で共有し相談シートを運用する等相互の連携を強化した。	引き続き左記の取り組みを推進し、予防的対応を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するためを行う。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-28	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-10-01	高齢者虐待対策事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 27年度 <input type="radio"/> 26年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	18年度	根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律／介護保険法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>26年度選任精神科医師 1名                  26年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名                  26年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会1名                  26年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 弁護士会、臨床心理士会から弁護士8名・臨床心理士1名の推薦を受け会議に参加してもらう。 精神科医師1名は、直接依頼している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国	都	その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				一般財源	10,468	10,670	10,847	13,274	10,659	9,903
実績の推移	事項名			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	虐待の相談件数			76	98	101	109	83	68	
専門的相談・対応件数			11	7	16	15	19	10		
医療保護件数（継続含む）			3	5	9	4	7	3		
医療保護日数（継続含む）			72	171	155	158	94	174		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	医療保護	4,730	報償費		661	報償費		1,323
報償費	専門的相談・対応謝礼	468	委託料		4,837	需用費		7
						委託料		5,590
						扶助費		34

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	虐待の相談件数	109	83	68	68	68	
②	専門的相談・対応件数	15	19	10	10	10	
③	医療保護件数	4	7	13	13	13	

（問題点・課題分析）	擁護者に関する課題（精神面での健康、経済的困窮等）が多岐に渡り、高齢者福祉課のみの対応では限界があるため、生活福祉課、障害者福祉課、弁護士、医師との相互連携を、これまで以上に強化していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期把握と早期対応を推進するため、区内3警察と予防的情報交換の仕組みを構築する。	区内3警察と区及び包括センターとで個別ケースの情報交換会を行い連携強化を図った。	左記連絡会の定着と充実を図るとともに、虐待も含めた幅広い地域課題を共有し解決できる場となるよう体制を整備する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-29	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	成年後見事業		部課名	福祉部高齢者福祉課
			担当者名	北川
			課長名	内線
				2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-01	成年後見事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市		
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援		
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な高齢者について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。			
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者や、精神障がい、知的障がい高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人			
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。			
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱を制定。平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。平成22年度から、区長申立件数が急増した。平成24年度から、一般施策としてのみ実施			
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①対象者把握→②本人状況の把握及び親族申立ての意向確認→③親族意向なく区の申立ての必要性高い→④区が家庭裁判所に申立て→⑤手続き費用は一旦区負担後家庭裁判所に求償の上申を行う			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,632	2,304	2,560	5,373	4,778	3,688
①決算額（27年度は見込み）		128	806	1,000	568	1,271	1,019	3,471
②人件費等		1,629	3,052	2,964	4,544	4,936	5,226	
③減価償却費			1,017	1,089	1,775	3,549	2,601	
【事務分担量】（%）		20	35	35	55	105	80	
合計（①+②+③）		1,757	4,875	5,053	6,887	9,756	8,846	3,471
特定財源の推移	国	47	307	368	0			
	都	23	153	184	586	1,547	1,182	1,228
	その他	47	181	304	183	517	401	1,013
一般財源		1,640	4,234	4,197	6,118	7,692	7,263	1,230
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	申立件数	3	6	14	17	20	20	
	成年後見報酬助成件数		2	3	1	3	2	
	申立費用求償件数		2	8	12	19	17	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便切手	58	役務費		462	役務費		1,284
	診断書料及び鑑定料等	339	扶助費		493	扶助費		2,100
扶助費	成年後見報酬助成	807	公課費		63	公課費		87
公課費	収入印紙等	67						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	申立件数	17	20	20	20	20	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
②	選定件数	17	19	16	16	16	家庭裁判所から審判が下りた件数
③							

（問題点・課題分析）	深刻な権利侵害に至る前に、関係機関や区民が疑いの段階から地域包括支援センターへの相談が定着するように、早期発見のネットワーク構築を強化する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会福祉協議会と連携し、関係機関に対し権利擁護研修の取組を強化する。	介護サービス事業者への権利擁護研修でのワークショップや質疑応答の運営を工夫して、権利擁護の視点の定着の強化に努めた。	研修の受講者の評価を踏まえつつ、研修内容のさらなる充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議会（要旨）	26年3定 ・ 本人及び親族申立てに関する、手続き費用及び後見報酬助成
--------	-------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特養ホーム入所調整		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	030102-010601	高齢者福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内7特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。						
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年2回の入所調整を行う。（7月末、1月末までの申請者を対象とする）</li> <li>・ 申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。              [調査項目] ①要介護度②介護者の状況③サービスの利用状況④介護の期間⑤本人の年齢</li> <li>・ 区加算・施設加算を加え、点数で並べ替えを行い、名簿を作成する。</li> <li>・ 入所調整会議を行う。</li> <li>・ 10月1日・4月1日に調査結果を調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。</li> <li>・ 入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。              [待機グループ] A…施設入居が必要と思われる              B…施設入居が望ましいが、早期の入居は困難              C…しばらくの間、居宅等での生活の継続をお願いしたい</li> </ul>						
経過	<p>平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施。</p> <p>平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定。これに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止したほか、複数の施設申込の受付を開始し、通知方法を待機順位から待機グループに変更した。</p> <p>平成27年4月 国より入所基準について、原則として要介護3以上との指針が提示</p>						
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		107	107	232	5,181	162	124
①決算額（27年度は見込み）		48	48	129	4,989	162	107	187
②人件費等		2,118	2,302	2,239	1,084	1,447	887	
③減価償却費			1,162	1,244	1,291	1,690	975	
【事務分担当】（%）		40	40	40	40	50	30	
合計（①+②+③）		2,166	3,512	3,612	7,364	3,299	1,969	187
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,166	3,512	3,612	7,364	3,299	1,969	187
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	入所した人数	79	87	113	316	130	158	—
	待機者数	681	735	883	808	812	846	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵券	162	役務費	郵券	107	役務費	郵券	187

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	入所した人数	316	130	158	158	158	
②	待機者数（実人数）	808	812	846	750	750	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特養入所を希望する要介護1・2の高齢者について、在宅支援等の対応を強化する必要がある。</li> <li>・特養での医療行為のニーズは高いが、施設により対応できる範囲は異なる。区民サービス向上のために区内7施設全体の対応力の底上げを図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特例入所の基準と手続きを定める。	特例入所対象者の入所手続きについて、国の基準に基づき定めた。	特例入所対象者が、在宅の困難度に応じ適切な対応ができるような仕組みの検討を行う。
②	特養での医療行為に対するニーズが高まっており、各施設が課題を共有し自発的に対応力を強化できるよう各施設に働きかける。	入所調整会議において区内施設間で情報交換し、課題を共有した。	引き続き、課題や成功事例を共有し、各施設で試行できるよう、施設長会等を活用し情報交換を継続する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	推進	法改正に基づいた入所調整を行う。

況議 （要質 問状）	平成15年一定 特養ホームの入所における重度優先基準の導入の検討について
------------------	--------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-31	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都市型軽費老人ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	北川
							2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠法令等	老人福祉法			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	■法令基準内		■都基準内	□区独自基準	計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう整備されている都市型軽費老人ホームについて、入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を行う。						
対象者等	身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者						
内容	(1) 施設運営事業者、福祉推進課、高齢者福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター等に相談があり、入所を希望した方を受け付ける。 (2) 入所希望者は、施設に直接、又は福祉推進課を経由して施設に荒川区都市型軽費老人ホーム入所申込書を提出することで入所申込を行う。 (3) 施設は、入所希望者への説明、施設見学、体験入所等を行う。 (4) 入所希望者については、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。 (5) 空室が出た場合、原則として名簿登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。なお、入所判定会議等には区職員も参加する。 (6) 重要事項、運営規程等の説明後、施設と入所希望者は、両者の間で書面による入所契約を締結する。						
経過	平成22年4月	厚生労働省省令改正 従来の軽費老人ホームについて基準緩和を行い、都市型軽費老人ホームが設置可能となる。					
	平成23年1月	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定					
	平成23年12月	荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針作成					
	平成24年5月	荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針改訂					
必要性	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる施設について、公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			270	194,730	229,800	0	0
①決算額（27年度は見込み）			270	77,730	159,000	0	0	0
②人件費等			872	7,707	7,022		591	
③減価償却費			291	2,830	2,743		650	
【事務分担量】（%）			10	91	85		20	
合計（①+②+③）		0	1,433	88,267	168,765	0	1,241	0
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		0	1,433	88,267	168,765	0	1,241	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	施設数			1	3	5	5	
	定員			9	39	79	79	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	施設数	3	5	5	5	5	
②	定員数（人）	39	79	79	79	79	
③							

（問題点・課題） （指標分析）	施設に空室が生じたら速やかに入所できるよう、施設を周知し待機者確保の強化を図る必要がある。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 平成26年2月1日現在で施設が開設している区 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、安達、江戸川

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	入所者調整を合理的かつ効果的に行うことにより、施設の利用を促進する。	おとしより何でも相談との連携やパンフレットによる周知や区報掲載等で募集を強化した。	引き続き、施設の区民周知を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を継続する。

況議 （要 質 問 状）	22年四定 都市型軽費老人ホームに係る生活保護受給者の入居の考え方について
--------------------------	---------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-32	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療福祉相談事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-97	医療福祉相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。						
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。						
内容	1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 5 24年度より開始した「在宅療養推進会議」と連動してネットワークを強化 6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（H24年度より）						
経過	昭和56年度 訪問看護指導事業開始 平成10年度 訪問看護指導事業が保健衛生部から事務移管 平成20年度 医療連携会議を開始 平成21年度 医療福祉相談を訪問指導事業から独立 平成24年度 区内老人保健施設の診療情報提供書の共通書式化を実施 平成25年度 「医療と介護の連携のための関係機関名簿」の発行、連携シート作成・試行 平成26年度 連携シート施行						
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院や入所に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関と情報交換や、関係機関と顔の見えるネットワークの構築などにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5,728	5,805	5,827	5,777	5,793	7,595
①決算額（27年度は見込み）		5,629	5,758	5,163	5,632	5,711	6,932	0
②人件費等		1,792	4,064	1,440	0	116	3,730	
③減価償却費			4,358	529	0	135	3,576	
【事務分担当】（%）		22	150	17	0	4	110	
合計（①+②+③）		7,421	14,180	7,132	5,632	5,962	14,238	0
特定財源	国	2,251	2,302	2,065	0			
	都	1,126	1,151	1,032	0	31	103	
	その他	2,252	1,151	1,032	0			
	一般財源	1,792	9,576	3,003	5,632	5,931	14,135	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	医療福祉相談件数	582	614	543	535	501	501	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	医療福祉相談員報酬	4,898	報酬		5,866			
共済費	健康保険・厚生年金	731	共済費		839			
報償費	講演会講師謝礼	46	賃金		144			
旅費	特別旅費	5	報償費		35			
需用費	飲料・消耗品費	21	旅費		1			
役務費	郵便料	10	需用費		26			
			役務費		21			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	相談件数	535	501	501	550	550	
②	連携会議の開催（回数）	2	3	3	2	2	平成26年度は連携シートの研修を実施（うち1回説明会）
③	医療と介護の連携シート作成プロジェクト会議		3	3	1	1	平成26年度は連携シートの標準書式を完成

（問題点・課題）	1 高齢者の状態に合わせて、適切な医療機関や施設に関する情報、活用できる制度等に関する情報を介護者に提供できるよう社会資源や制度改正の情報を効果的に把握する必要がある。
	2 医療と介護の連携推進のために、医療連携会議を実務者の情報交流と研修・課題抽出の場として強化していく必要がある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 医療福祉相談窓口の設置は新宿区、文京区のみ

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療と福祉が連携するための連携シートについて試行・モニタリングを行う。	試行・モニタリングを踏まえて、標準書式を定めた。	関係機関と連携し、「医療と介護の連携シート」の活用を図っていく。
②	医療と介護の情報収集の冊子の更新を行う。	26年度より、老人保健施設、訪問歯科と在宅訪問薬局を加え、情報共有を推進した。	『医療と介護の連携のための関係機関名簿』の更新を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、医療機関と介護事業者が連携できるように仕組を構築する。

況議（要質問）	平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について
---------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-33	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	北川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-98	医療と福祉の連携推進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度		根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状・問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的として実施するものである。						
対象者等	区、荒川区医師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、区内医療相談員、訪問看護ステーション、特養ホーム、老人保険施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、在宅医療専門家等						
内容	1 在宅療養推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 【検討内容】①荒川区の現状・課題の共通認識（地域を病棟・施設化していく24時間体制の提案） ②在宅療養連携の推進に向けた関係者向けの講演会等の検討 2 在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施						
経過	第1回（平成24年8月10日）各委員からの現状等報告 第2回（平成25年2月21日）医療と介護の連携に関する基調講演と意見交換 第3回（平成25年3月21日）講演「生活を分断しない医療と会議」と意見交換 第4回（平成25年10月7日）連携シートの作成に向けて、委員2名による講演と意見交換 第5回（平成26年3月28日）連携シートの作成に向けて、委員3名による講演と意見交換 第6回（平成26年8月7日）講演「在宅での看取りの実例について」と意見交換 第7回（平成27年1月29日）連携シートの試行及び本格運用にあたって経過報告と意見交換						
必要性	介護保険制度を持続可能なものとするためには、「介護予防」「重度化防止」に向けた取組は必要不可欠であり、特に医療と介護の連携の促進は非常に重要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額					11,393	10,536	849
①決算額（27年度は見込み）					1,838	787	377	0
②人件費等					2,230	2,495	3,884	
③減価償却費					1,581	1,014	3,641	
【事務分担当】（%）					49	30	112	
合計（①+②+③）		0	0	0	5,649	4,296	7,902	0
特定財源	国							
	都	医療保健政策包括補助（26年度まで）						
	その他				670	787	377	
一般財源		0	0	0	4,979	3,509	7,525	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	在宅療養推進会議開催数				3	2	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員報酬	402	報償費		342			
需用費	飲料	5	需用費		4			
役務費	議事録作成・郵便料	60	役務費		31			
委託料	ケア倶楽部掲載	320						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	在宅療養推進協議会の開催回数	3	2	2	2	2	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人や家族が主治医に、在宅の状況を的確に伝えることができず、ケアマネジャーも本人や家族への受診同行の働きかけが十分でない。</li> <li>介護サービス事業者が介護の中で把握している高齢者に関する情報が医療側に効果的に伝わり共有できる仕組みを構築する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 千代田区「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」 世田谷区 医療連携推進会議、在宅医療電話相談センター事業 新宿区 地域保健医療体制整備協議会、緊急一時入院病床確保事業

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「在宅における医療と介護の連携」について、課題の共通認識の醸成に努める。	荒川区の実例報告を踏まえたテーマ設定を行い、議論の活性化を図ることで、在宅高齢者の生活課題について認識共有が促進できた。	「在宅における医療と介護の連携」について、共通認識に基づく課題解決の手法を検討する。
②	医療と介護の連携シートについて、在宅療養推進会議の承認を得た上で標準様式を確定させる。	在宅療養推進会議の承認を得て、標準書式を定めた。	標準様式の医療と介護の連携シートを、実際の現場連携のツールとして定着するよう関係機関に啓発する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢化率の高い当区においては、在宅医療の整備（施設等での見取りの体制を含む。）は、早期に、また継続して取り組むべき課題である。

況議会（要質問状）	平成24年二定 在宅介護の環境整備について
-----------	-----------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	訪問指導事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	
			担当者名	籠谷	内線	2666	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-02	訪問指導事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	認知症や精神疾患・難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。結果として本人に適切な医療・介護が提供される。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。						
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者						
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。 3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受け、終了にむけては担当者間でカンファレンスを行う。 支援内容：①家族・介護者・介護サービス事業者への支援 ②認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援 ③住宅改修や療養環境に関する支援・指導 ④医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整 ⑤ご本人の自立に向けての支援 ⑥その他諸制度活用方法に関する指導						
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。 7 平成24年度より、一般施策として実施。 8 平成25年度より東京都の認知症早期発見・診断事業の一部に位置づけた。 9 平成26年度認知症早期発見・早期診断事業コーディネータとして非常勤看護師を雇用し活動開始						
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加していると共に、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 単価契約により訪問看護師に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		17,178	19,524	17,915	12,268	8,480	10,427
①決算額（27年度は見込み）		15,496	15,078	12,072	5,696	4,403	4,837	9,603
②人件費等		6,760	9,767	3,218	3,304	3,743	5,727	
③減価償却費			3,980	1,182	1,291	1,521	3,414	
【事務分担当】（%）		90	137	38	40	45	105	
合計（①+②+③）		22,256	28,825	16,472	10,291	9,667	13,978	9,603
特定財源	国	5,740	6,031	3,018	0	0	0	0
	都	2,870	3,015	1,509	0	0	0	0
	その他	5,742	3,015	5,130	0	0	0	0
一般財源		7,904	16,764	6,815	10,291	9,667	13,978	9,603
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	訪問看護師数	8	5	3	2	3	2	2
	訪問看護指導新規申請者数	83	82	89	63	50	45	50
	委託訪問件数	1,600	1,282	892	712	539	304	350
	保健師訪問件数	400	315	304	387	249	175	180

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	91	報酬	非常勤保健師	1,842	報酬	非常勤保健師	1,835
役務費	訪問看護指導料	4,312	共済費	厚生年金・健康保険料	246	共済費	厚生年金・健康保険料	249
			旅費	特別旅費	6	旅費	特別旅費	8
			需用費	消耗品	87	需用費	消耗品	194
			役務費	訪問看護指導料	2,656	役務費	訪問看護指導料	7,256
						委託料	看護師肝炎検査等	61

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	訪問看護師訪問件数	712	539	304	350	400	
②	訪問看護指導事業新規申請件数	63	50	45	50	55	
③							

（問題点・課題 指標分析）	1 認知症や高齢者虐待、単身高齢者の精神疾患の悪化による近隣住民からの対応要請などの困難事例が今後さらに増加することが予想され、介入時間の増加や専門的な介入・支援が必要である。
	2 受託する看護師の高齢化・希望者の減少があり人材が不足している。
他 区 の 実 況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 目黒区、大田区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、中央区、江戸川区、豊島区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事例検討会、ケア会議に連携し初期介入について研鑽の場を持つ。	認知症早期発見・早期診断推進事業を通じ、初期介入について研鑽の場を持つことができた。（DASCの使用や検討会など）	各地域地域包括支援センター職員・介護従事者・区職員と困難事例の支援方法について研鑽の場を持つ。
②	検討内容に沿って、対象を整理する。	各地区担当保健師により、対象ケースの整理を行うことができた。	受託する看護師の高齢化にともない、事業の内容等を検討する。
③	方針に沿って人材確保並びに育成を行う。	方針を検討することができなかった。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	推進	介護保険制度に繋がらない高齢者を支援するとともに、在宅生活環境の整備を図る。

況 議 会 （ 要 質 問 状	
--------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-35	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	元田
				内線	2666		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	認知症総合支援事業費【介護会計】					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	精神保健福祉法			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。 2 認知症・うつ専門相談 高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が実施する。 3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族 2 概ね65歳以上の高齢者及びその家族、介護サービス事業者や関係機関 3 認知症者の家族						
内容	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名） 2 認知症・うつ専門相談 予約制で精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）と、随時で保健師による相談を行う。 ・認知症やうつ病等の診断 ・専門医療機関の紹介 ・介護や精神保健福祉情報の提供等 3 荒川区認知症の人を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営と認知症の方を介護する家族を支援する。						
経過	・高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 ・平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。 ・平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握され、平成23年度から認知症専門相談にうつ専門相談を追加した。						
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症・うつ専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,589	1,554	1,553	1,564	1,556	1,524
①決算額（27年度は見込み）		1,483	1,431	1,364	1,475	1,376	1,475	1,815
②人件費等		10,389	11,425	8,175	11,161	9,569	8,280	
③減価償却費			10,719	11,134	10,789	10,546	9,103	
【事務分担量】（%）		348	369	358	330	312	280	
合計（①+②+③）		11,872	23,575	20,673	23,425	21,491	18,858	1,815
特定財源	国	533	549	753	566	527	576	708
	都	266	274	264	283	263	288	354
	その他	535	274	264	584	544	325	400
一般財源		10,538	22,478	19,392	21,992	20,157	17,669	353
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	おとしよりなんでも相談件数	7,565	7,966	8,871	8,655	9173	9602	10000
	認知症相談件数	98	114	110	111	97	97	100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	精神科医報酬	1,334	報償費	精神科医報酬	1,433	報償費	精神科医報酬	1,729
負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	需用費	消耗品	44
						負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 相談件数 (おとしよりなんでも相談)	8,655	9173	9602	10000	10000	
	② 会員数	64	66	58	60	65	荒川区認知症高齢者を支える家族の会（4月総会時点）
	③ 医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合（%）	52	78	91	90	90	当日の相談の中で精神科等につながる支援を行った割合

（問題点・課題分析）	1 認知症による周辺症状や妄想性障害等の精神症状により、介護者の負担が増大している。介護者や家族・近隣者への支援が必要である。
	2 精神症状に対し、早期に専門医療につなげる必要があるが、精神科受診につながらず、問題が複雑になっている事例がある。また、在宅療養の限界時には、精神科の入院を支援する体制が必要不可欠である。
	3 認知症の人を支える家族へ、新たな自主活動の支援を行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認知症サポーター養成講座、認知症予防、介護講演会などと連動して早期発見の啓発を充実する。	認知症サポーター養成講座、認知症介護予防講演会等を行い、啓発に努めた。	認知症関連の教室や講演会を通し、早期発見・早期診断の普及・啓発を充実する。
②	課題を基に地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係事業者のネットワークの構築や資質の向上をはかる。	地域ケア会議等で事業の紹介を行った結果、関係者からの相談があった。	事業者のネットワークの強化を推進する。
③	アウトリーチやコーディネーターなど仕組みを活用して対策を進める。	専門の職員を配置し、速やかに対応できるよう充実を図った。	アウトリーチやコーディネーターなどの仕組みを活用し、ネットワークの構築を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者が抱える精神的な相談を一元的に受け、迅速な対応を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-06	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
	に対する補助事業	担当者名	依田	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-02-15	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援		
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。				
対象者等	本人が区民税非課税（世帯課税）、世帯の課税合計所得金額が500万以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）				
内容	(1) 補助対象経費 ・介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・第4段階 ①介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 ②認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日				
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管				
必要性	・利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		37,924	49,460	38,090	44,123	35,527	31,374
①決算額（27年度は見込み）		18,425	32,728	27,586	30,433	28,701	31,069	31,802
②人件費等		1,629	1,308	1,270	948	2,911	3,090	
③減価償却費			436	467	1,147	1,183	1,300	
【事務分担量】（%）		20	15	15	35	35	40	
合計（①+②+③）		20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	35,459	31,802
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	35,459	31,802
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数（施設・SH）※（ ）は実人数	184	186（154）	128（107）	190（138）	167（107）	167（123）	
	対象者数（GH・小規模）※（ ）は実人数	82	88（80）	78（62）	91（79）	117（95）	135（112）	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	0	需用費	事務用消耗品等	11	需用費	事務用消耗品等	12
役務費	決定通知送付用	101	役務費	決定通知送付用	119	役務費	決定通知送付用	115
負担金	食費・居住費に対する補助	28,600	負担金	食費・居住費に対する補助	30,939	負担金	食費・居住費に対する補助	31,675

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 対象者数 (3施設・短期入所)	190	167	167			
	② 対象者数 (GH・小規模)	91	117	135			
	③						

（問題点・課題 指標分析）	本事業の根幹である特定入所者介護サービス費（負担限度額）を含め、介護保険法制度改正の内容を注視する必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	介護保険法改正内容を踏まえ、事業の見直しを検討する。	改正に基づいた事業の見直しを行っている。	介護保険法改正の主旨に沿って、事業の見直しを行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	介護保険の特定入所者介護サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--